

県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例

昭和二十九年六月三十日

宮城県条例第三十三号

県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例をここに公布する。

県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第四十二条第一項において準用する地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第三十一条の規定に基づき、県公安委員会の委員（以下「公安委員」という。）の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。

(公安委員の服務の宣誓)

第二条 新たに公安委員となつた者は、別記様式による宣誓書を知事に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。

(権限の委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十五日条例第十号）

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

別記様式

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、個人の権利と自由を保護し公共の安全と秩序を維持すべき公安委員としての責務を深く自覚し、警察の職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、不偏不党かつ公平中正に職務を遂行することを固く誓います。

年 月 日

氏

名